

四日市市告示第138号

四日市市指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理に関して、同法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則及び四日市市会計規則で使用する用語の例による。

(指定及び承認に係る審査基準)

第3条 部長（四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）第2条第6号の部長をいう。以下同じ。）は、地方自治法第243条の2第1項の規定による市長の指定（以下「指定公金事務取扱者の指定」という。）又は同条第5項若しくは第6項の規定による市長の承認をするに際して、当該指定を受けようとする者又は公金事務の一部の委託若しくは再委託を受けようとする者が地方自治法施行令第173条第1号及び第2号に規定する要件に該当するかどうかを判断するに当たっては、次の各号に掲げる要件につき当該各号に定める事項を満たすことを審査しなければならない。

(1) 地方自治法施行令第173条第1号に規定する要件

ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

(2) 地方自治法施行令第173条第2号に規定する要件

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備さ

れていること。

(指定公金事務取扱者の指定)

第4条 部長は、指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

(1) 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が地方自治法施行令第173条第1号及び第2号に規定する要件のいずれにも該当し、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入等又は歳出

(3) 公金事務の委託期間

2 部長は、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の申出書の提出があった場合において、その申出につき指定公金事務取扱者の指定をしたときはその旨を、指定公金事務取扱者の指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に書面で通知しなければならない。

3 市長は、地方自治法第243条の2第1項の規定により公金事務の委託をしたときは、同条第2項に規定する事項のほか、公金事務の委託期間を告示するものとする。

4 部長は、地方自治法第243条の2第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を会計管理者に通知しなければならない。

(公金事務の一部の委託)

第5条 部長は、地方自治法第243条の2第5項又は同条第6項(同条第7項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による市長の承認(以下この条において「公金事務の一部の委託又は再委託の承認」という。)をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

(1) 地方自治法243条の2第5項又は同条第6項の規定により公金事務の一部の委託又は再委託を受けようとする者が令第173条第1号及び第2号に規定する要件のいずれにも該当し、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 委託又は再委託をする公金事務

2 部長は、四日市市会計規則第108条第3項又は第4項の申出書の提出があった場合において、その申出につき公金事務の一部の委託又は再委託の承認をしたとき

はその旨を、公金事務の一部の委託又は再委託の承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した指定公金事務取扱者に書面で通知しなければならない。

(指定の取消し)

第6条 部長は、地方自治法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ同項各号のいずれかに該当すること及びその理由について、会計管理者と協議しなければならない。

2 部長は、地方自治法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に対して書面で通知しなければならない。

3 市長は、地方自治法第243条の2の3第1項の規定により指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を同条第2項の規定により告示するものとする。

(1) 指定を取り消した指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

(2) 指定を取り消した指定公金事務取扱者に委託していた公金事務に係る歳入等又は歳出

(3) 取消年月日

(申出書等の様式)

第7条 次の各号に掲げる申出書等は、当該各号に定める様式に準じたものとする。

(1) 地方自治法第243条の2第1項の規定による市長の指定に係る申出書 第1号様式

(2) 地方自治法第243条の2第3項の規定による変更に係る届出書 第2号様式

(3) 地方自治法第243条の2第5項の規定による市長の承認に係る申出書 第3号様式

(4) 地方自治法第243条の2第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）の規定による市長の承認に係る申出書 第4号様式

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに  
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者指定申出書

地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けたいので、地方自治法施行規則第12条の2の1第3項において準用する同条第1項の規定に基づき以下のとおり申し出ます。

記

- 1 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な財産的基礎の状況
- 2 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な知識及び経験、社会的信用の状況
- 3 公金事務を行おうとする公金の種類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに  
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者変更届出書

次のとおり変更するので、地方自治法第243条の2第3項の規定により届け  
出ます。

記

1 変更する事項

名称

変更前	
変更後	

住所又は事務所の所在地

変更前	
変更後	

2 変更する日

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに  
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者一部委託承認申出書

地方自治法第243条の2第5項後段の規定による承認を受けたいので、四日市市会計規則第108条第3項の規定に基づき以下のとおり申し出ます。

記

- 1 公金事務の一部の委託をする者（以下「受託者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地
- 2 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な受託者の財産的基礎の状況
- 3 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な受託者の知識及び経験、社会的信用の状況
- 4 公金事務の一部の委託をしようとする公金の種類

四日市市長

住所

氏名

（法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに  
代表者の役職名及び氏名を記載してください。）

指定公金事務取扱者再委託承認申出書

地方自治法第243条の2第6項後段の規定による承認を受けたいので、四日市市会計規則第108条第4項の規定に基づき以下のとおり申し出ます。

記

- 1 公金事務の一部の再委託をする者（以下「再受託者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地
- 2 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な再受託者の財産的基礎の状況
- 3 公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要な再受託者の知識及び経験、社会的信用の状況
- 4 公金事務の一部の再委託をしようとする公金の種類

(会計管理課)